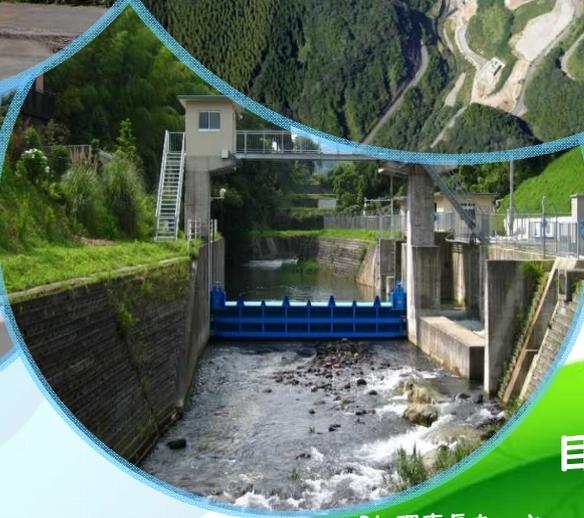


都城盆地 土地改良区



第12号

令和3年1月発行
都城盆地土地改良区
TEL:(0986)45-6695



目次

- | | |
|---------------|----------------|
| P1. 理事長あいさつ | P5. 賦課金について |
| P2. 第13回通常総代会 | P5. 給水スタートについて |
| P3. 新総代紹介 | P6. 県営事業について |
| P4. 新役員紹介 | P7. 組合員の皆さまへ |



組合員の皆様へ

都城盆地土地改良区
理事長 島田 孝一

新春の候、組合員の皆さまにおかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より当土地改良区の運営に格段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

第13回通常総代会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から書面による審議とさせていただきます。組合員の皆さまには、ご多用中にもかかわらず、ご回答いただき感謝申し上げます。

さて、令和元年12月12日に国により「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」が策定され、1級河川水系のダムについて、本年度出水期より洪水調節機能の強化に取り組むこととされました。昨年9月の台風10号の接近に備え、我が都城盆地地区の水源である木之川内ダムにおいても事前放流に取り組み、下流域の洪水被害防止の一翼を担うことができました。

近年の農業を取り巻く情勢は、耕作者の高齢化並びに担い手の減少等の構造的な問題に加え、耕作放棄地の増加など厳しい状況に直面しております。この様な点を踏まえて国が策定した土地改良長期計画では、農業人口減少下でも持続可能な発展する農業を実現するため、①産地収益力の向上、②担い手の体質強化、③農村協働力と美しい農村の再生・創造、④快適で豊かな資源循環型社会の構築、⑤老朽化や災害リスクに対応した農業水利施設の戦略的な保全管理と機能強化、⑥災害に対する地域の防災・減災力の強化に取り組むこととしております。当土地改良区もこの計画に基づいて、日々の農業水利施設の適切な維持管理に努め、さらに、畑かんの水を有効利用することが組合員の皆さまの産地収益力の向上に繋がる大きな鍵になると信じ、関係機関と協力しながらみんなで一丸となって都城盆地地区の農業を盛り上げてまいります。

最後になりましたが、組合員の皆さまのより一層のご理解・ご協力をお願いするとともに、ご健康を心よりお祈り申し上げ、ご挨拶といたします。

第13回通常総代会

議決事項

令和2年3月13日(金)、都城市高城生涯学習センターにおいて開催を予定しておりました都城盆地土地改良区第13回通常総代会については、新型コロナウイルス感染症の動向を鑑み、感染拡大の防止および総代会出席者の安全を最優先し、招集を取り止め郵送による書面議決にて執行されました。

園田議長（第3区都城市高城町総代）による確認のもと採決が行われ、提出された10議案の全てについて、賛成多数により原案のとおり可決されました。

- 第1号 平成30年度事業報告、収入支出決算及び財産目録について
- 第2号 基本財産積立金の組替及び繰替運用について
- 第3号 令和2年度事業計画について
- 第4号 令和2年度賦課金及び徴収方法について
- 第5号 令和2年度役員報酬について
- 第6号 令和2年度一時借入金の最高限度額及び借入先並びに金銭預入先金融機関について
- 第7号 令和2年度一般会計収支予算及び特別会計収支予算について
- 第8号 定款の一部変更について
- 第9号 規程の一部変更について
- 第10号 役員の選任について

平成30年度収支決算

■一般会計収支決算

(単位：円)

収入の部			支出の部		
科目	決算額	付記	科目	決算額	付記
1 組合費	5,169,910	経常賦課金	1 事務費	11,710,873	事務費・役員会費・総代会費
2 使用料	4,269,837	スタンド使用料・他目的使用料	2 管理費	59,133,887	施設管理費・基幹水利施設管理費
3 負担金及び補助金	19,582,000	運営負担金・管理体制整備費	3 財産費	2,129,950	退職引当金
4 受託費	41,072,940	管理委託事業・基幹施設管理事業・土層改良	4 予備費	0	
5 雑収入	1,126,535	督促手数料・延滞金・預金利息			
6 繰入金	0				
7 借入金	0				
8 繰越金	2,850,913	前年度繰越金			
計	74,072,135		計	72,974,710	

※差引残額 1,097,425 円（平成31年度会計へ繰越）

令和2年度収支予算

■一般会計収支予算

(新土地改良区会計基準によって科目を分類)

(単位：円)

収入の部			支出の部		
科目	予算額	付記	科目	予算額	付記
1 土地改良事業収入	6,101,000	経常賦課金・特別賦課金	1 土地改良事業費支出	77,890,000	維持管理費支出・受託業務費支出
2 附帯事業収入	2,302,000	他目的使用料	2 一般管理費支出	14,186,000	運営事務費支出
3 基本財産運用収入	1,000	基本財産利息収入	3 借入金返済支出	1,000	
4 特定資産運用収入	1,000	特定資産利息収入	4 支払利息	1,000	
5 補助金等収入	71,101,000	管理体制整備費・運営負担金	5 基本財産積立支出	2,000	
6 業務委託料収入	14,890,000	土地改良施設操作受託料収入	6 特定資産積立支出	2,360,000	職員退職給付引当積立資産積立支出
7 雑収入	241,000	受取利息・過年度収入・過怠金収入	7 予備費	200,000	
8 借入金収入	1,000				
9 他会計繰入金	1,000				
10 繰越金	1,000	前年度繰越金			
計	94,640,000		計	94,640,000	

新総代紹介

都城盆地土地改良区総代選挙が令和2年1月29日に執行され、次の方々が総代に当選されました。
地区の代表である総代のみなさまには、畑地かんがい事業の推進と都城盆地土地改良区の最高議決機関
(=総代会)の構成員として運営に携わっていただきます。

《任期：令和2年2月25日～令和6年2月24日》

都城盆地土地改良区総代名簿

(令和2年12月1日現在)

選挙区 (人数)	氏名	住所	選挙区 (人数)	氏名	住所	選挙区 (人数)	氏名	住所
第1選挙区 都城市(山之口町・高城町・山田町・高崎町を除く区域) (36)	相葉 雄三	下長飯町	(同左)	高野 嵩	安久町	第4選挙区 都城市山田町 (10)	高原 健二	山田町山田
	新福 稔	大岩田町		松下 良彦	豊満町		中原 長幸	山田町山田
	肥後 悦雄	上長飯町		兒玉 雄二	安久町		南崎 親則	山田町山田
	坂元 良全	今町		川口 健一	豊満町		福田 和弘	山田町山田
	楠見 幸	今町		中島 正己	乙房町		戸越 和徳	山田町山田
	柿並 博志	都島町		皿良 浩太郎	乙房町		溝口 修	山田町山田
	蓑原 孝	南横市町		丸目 勝幸	乙房町		福森 幸二	山田町山田
	大石 明	蓑原町		釘村 祐次	乙房町		石原 文雄	山田町山田
	大石 春樹	都原町		福永 一義	乙房町		村岡 博光	山田町山田
	櫻木 儀安	高木町		濱崎 光郎	関之尾町		立元 宗嗣	山田町山田
	牧田 幸司朗	高木町	比江島 健嗣	関之尾町	宮園 睦雄	高崎町大牟田		
	福重 敏郎	岩満町	餅原 利行	山之口町花木	迫田 澄雄	高崎町江平		
	内村 不二雄	岩満町	山下 保郎	山之口町富吉	的場 辰男	高崎町江平		
	桑畑 昭三	上水流町	榎木 厚男	山之口町富吉	中村 年信	高崎町江平		
	長友 昭治	上水流町	安楽 國利	高城町桜木	東 丈則	高崎町江平		
	巢立 勇次	岩満町	園田 勝美	高城町桜木	鍛屋 辰年	高崎町江平		
	福留 久芳	野々美谷町	安藤 武	高城町穂満坊	中村 哲朗	高崎町大牟田		
	矢野 章一	野々美谷町	宮丸 勝美	高城町穂満坊	兒玉 圭亮	高崎町大牟田		
	重山 告男	梅北町	清水 裕一郎	高城町石山	溝口 良信	三股町長田		
	川崎 勝海	梅北町	飯盛 茂	高城町石山	杉野 満	三股町餅原		
竹田 功	梅北町	海江田 留男	高城町有水	中内 勇一	三股町樺山			
谷口 孝一	梅北町	中野 清悟	高城町大井手	中石 政浩	三股町樺山			
原口 善一	梅北町	丸目 浩司	高城町有水	尾崎 新一	三股町宮村			
井上 勝一	梅北町	内山 良平	高城町桜木	大久保 和幸	三股町樺山			
久保 淳也	梅北町	和田 幸太郎	高城町大井手	飛松 優作	三股町樺山			
			第2選挙区 都城市山之口町 (3)			第5選挙区 都城市高崎町 (8)		
			第3選挙区 都城市高城町 (11)			第6選挙区 北諸原郡三股町 (7)		

(再任 · 新任)

新役員紹介

第13回通常総代会において、次のとおり新役員が選任されました。選任された理事及び監事は、外部に対して土地改良区を代表するとともに、執行機関として総代会の意思決定に従って職務を執行することとなります。

また、役員の内選により理事長、副理事長、総括監事、運営委員長が選任されました。

《任期：令和2年3月30日～令和6年3月29日》

都城盆地土地改良区役員名簿

(令和2年12月1日現在)

職名	被選任区	定数	氏名	住所	備考
理事	第1被選任区 都城市 (山之口町、高城町、山田町、 高崎町を除く区域)	9	門松 優作	都城市下長飯町	
			高橋 武美	都城市今町	
			廣畑 勝美	都城市野々美谷町	副理事長
			重富 保	都城市下水流町	
			坂元 重秋	都城市梅北町	
			栢 良作	都城市梅北町	
			山下 博三	都城市安久町	
			上之原 正美	都城市乙房町	
			大久保 義広	都城市乙房町	
	第2被選任区 都城市山之口町	1	南 茂博	都城市山之口町富吉	
	第3被選任区 都城市高城町	3	野元 久男	都城市高城町穂満坊	
			小園 敏	都城市高城町桜木	
			竹下 正秋	都城市高城町有水	
	第4被選任区 都城市山田町	3	島田 孝一	都城市山田町山田	理事長
			藤井 和也	都城市山田町山田	運営委員長
			—	—	欠員
	第5被選任区 都城市高崎町	2	関 節男	都城市高崎町江平	
			中津 教芳	都城市高崎町大牟田	
	第6被選任区 北諸県郡三股町	2	福永 廣文	北諸県郡三股町大字蓼池	副理事長
内村 真一			北諸県郡三股町大字宮村		
全 域 組合員外	2	岩崎 透	都城市姫城町	都城市副市長	
		西村 尚彦	北諸県郡三股町五本松	三股町副町長	
監事	全 域	2	中島 俊弘	都城市南横市町	
			内村 充	北諸県郡三股町大字蓼池	
	全域組合員外	1	高丸 幹雄	都城市梅北町	総括監事

(再任 新任)

賦課金について

※賦課金は期限内に納入しましょう！！

賦課基準			備考
種別	10aあたり年間		
普通畑	2,500 円		水利用者に賦課
ハウス	加温機有	21,000 円	
	加温機無	12,000 円	
育苗施設・雨よけハウス		6,000 円	
茶	防霜有	11,000 円	
	防霜無	6,000 円	

★賦課金の納入に便利な口座振替をご利用ください★

- ・口座振替をご利用頂ければ手数料はかかりません。
- ・賦課金を支払いに行く手間・支払い忘れがなくなります。
- ・振替前日までに、口座の残高をご確認ください。

※口座振替について、ご不明な点がございましたら
当土地改良区までお問合せください。

◎口座振替が可能な金融機関

- ・ J A 都城
- ・ 宮崎銀行
- ・ ゆうちょ銀行(郵便局)

給水スタンドについて

種別		金額	備考	
コイン式 (1枚当り)	大コイン	100円	500ℓ 自動給水	組合員外は使用できません コインは土地改良区事務所で販売 しています。 地区内に11箇所設置してあります。
	小コイン	50円	250ℓ 自動給水	
鍵式 (年間)	個人	3,000円	バルブ手動操作	申請が必要(下記の3箇所) ・森田原(野々美谷町) ・宮ノ原(三股町樺山) ・牧原(高城町大井手)
	法人	30,000円		

●給水スタンドをご利用の皆様へ

○組合員は給水スタンドの利用ができます。

- ・ 共同利用施設ですので、使用者が責任を持って後片付けを行ってください。
- ・ かん水や防除などの用水としてお使いください。(生活用水等の使用はできません。)
- ・ 薬剤を投入する場合は、給水スタンドのホースを抜いてから投入してください。
また、ホースを使って薬剤を混ぜないようにしてください。
- ・ 鍵式給水スタンドは、申込者以外の不正利用を防ぐため、使用後は必ず施錠をしてください。
- ・ コイン式給水スタンドについて、汚れたコインは投入口詰まりの原因となりますので、きれいに汚れを落としてからご使用ください。



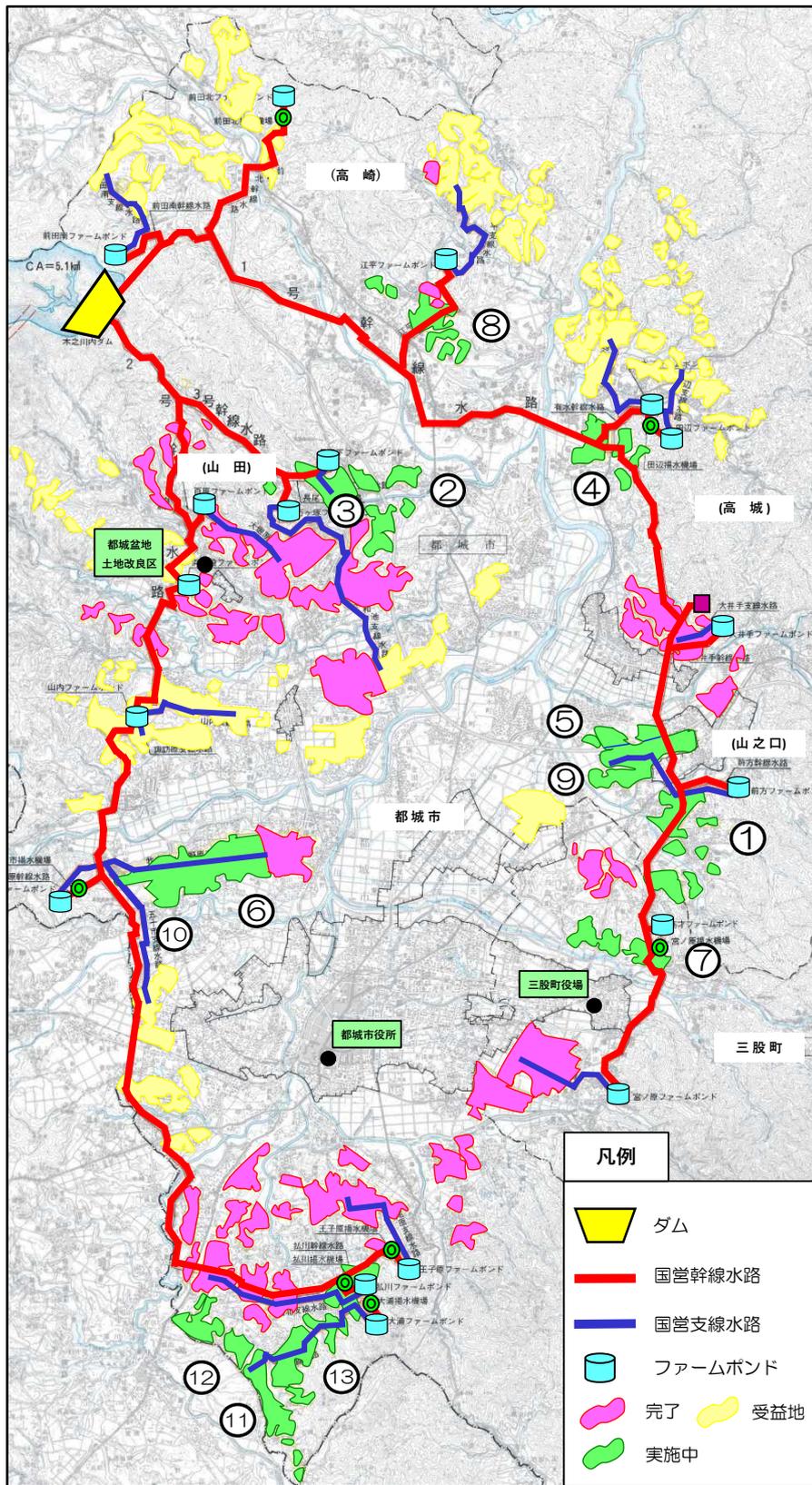
県営事業について

県営事業完了地区・実施地区は下記のとおりです。

事業実施期間中であれば、給水栓を無料で設置することができ、散水器具を2割以下の負担額で導入することができます。散水器具の導入をご検討中の方へは無料で貸出も行っていきます。

※散水器具の種類及び予算の都合により、ご希望に沿えない場合もあります。また、申し込みには期限がございますので早めにご相談ください。

● 連絡先：都城市役所 本庁舎4階 農産園芸課 畑かん営農推進担当 (0986) 23-2425



○事業実施地区

番号	地区名	主な所在地	完了年度(予定)
1	前方第1地区	都城市山之口町	R2
2	長尾下2期地区	都城市山田町・岩満町	R2
3	長尾下1期地区	都城市山田町	R2
4	石山地区	都城市高城町	R3
5	前方第4-2期地区	都城市山之口町	R3
6	牧之原2-2期地区	都城市乙房町	R3
7	高才第1地区	三股町	R3
8	縄瀬地区	都城市高崎町	R3
9	前方第4-1地区	都城市山之口町・高城町	R3
10	牧之原2-3期地区	都城市関之尾町	R4
11	弘川第2-1期地区	都城市梅北町	R4
12	弘川第2-3期地区	都城市梅北町	R4
13	弘川第2-2期地区	都城市梅北町	R5

これからどんどん
実施地区が完了していくね♪
畑かんの水を活用して都城
盆地地区の農業を私たちと
一緒にもっともっと
発展させましょう!



しずくちゃん



かんたくん

どの散水器具もたくさん
長所を持っているから、
ほ場の面積や作物の
種類によって1番適している
散水器具を考えよう!

組合員の皆さまへ

次のような時には、必ず土地改良区へご連絡ください。※書類の提出が必要です。

水の利用を開始するとき

●利用前に必ずご連絡ください。

水を利用する場合には申請が必要です。また、申請した畑について次年度も水利用する場合は、再度申請の必要はありません。

※水利用の種別を変更する際にも手続きが必要です。

※無断での水利用は、盗水となります。

水の利用をやめるとき

●利用をやめる際にご連絡ください。

休止の届出がない場合は、水利費の賦課が継続されますのでご注意ください。

※賦課通知書が届いてからの休止の連絡が多数ありますので、5月中旬までの届出をお願いします。

組合員資格の変更があったとき

- 土地の所有権（売買・相続等）・耕作権の移動
- 住所の変更
- 組合員の死亡や農業者年金受給による経営移譲等

※ご注意を！！

上記のような時は、土地改良法により組合員から土地改良区へ届け出るように義務付けられています。（土地改良法第43条第1項）

農地を取得する時、その土地に滞納賦課金があるまま取得すると土地改良法第42条（権利義務の承継）により、新しく取得した方に滞納賦課金の納付義務が課せられますのでご注意ください。

★法務局や都城市・三股町、農業委員会の届出だけでは土地改良区の台帳は変更されません。必ず当土地改良区に届出をしてください。

上記の届出用紙及び口座振替依頼書は、当土地改良区以外に、

『都城市役所各総合支所 産業建設課』・『三股町役場 農業振興課』

『都城市役所中郷地区市民センター』・『都城市役所志和池地区市民センター』にあります。

また、ご連絡いただければ必要書類を送付いたします。

ご意見、お問い合わせは・・・

都城盆地土地改良区

〒889-4601

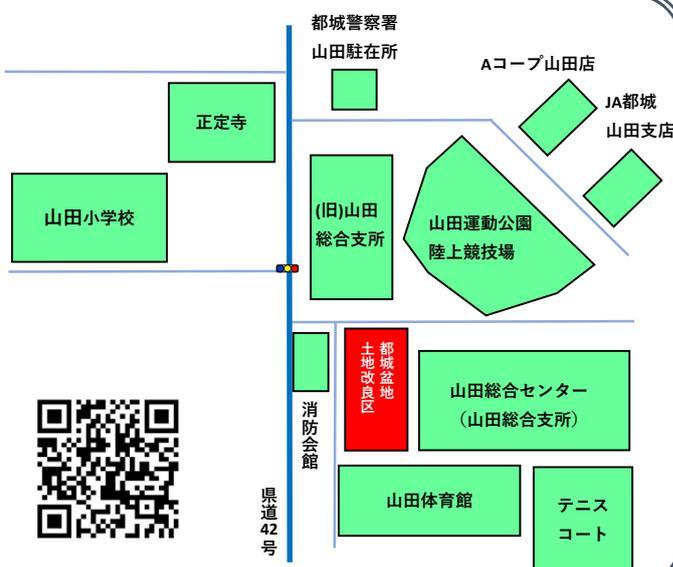
宮崎県都城市山田町山田3881番地7

TEL：(0986) 45-6695

FAX：(0986) 29-4457

E-mail：jimukyoku@miyakonojo-bonchi.jp

URL：http://www.btmv.ne.jp/~m-bonchi.lid/



※令和2年11月、都北町から山田町へ事務所を移転しました。